

# 会 報

2013年3月15日発行

静岡県技術士協会・公益社団法人日本技術士会 中部地域本部 静岡県技術士会  
事務連絡担当 長嶋 滋孔 Phone 0538-35-5014 / FAX 0538-37-4990 E-mail [eigyoubu-01@kyowaconsultant.co.jp](mailto:eigyoubu-01@kyowaconsultant.co.jp)  
会長：吉田 建彦 専務理事：長嶋 滋孔 会計：五味 道隆 会報担当：仁科 憲・中村 央  
会計振込先：静岡銀行磐田支店 支店番号 321 普通 0980271 静岡県技術士協会（会計 五味道隆）

## 2012年度 第3回例会 開催

2012年12月15日(土)

第3回例会はクーポール会館にて、「大震災に備える」と題し、会員2名と外部講師3名による4つの講演が行われた。



写真-1.1 第3回例会の様子

## 技術士の役割とミッション

建設部門 山之上 誠 会員

### 1. はじめに

2010年6月29日に静岡市と静岡県技術士協会との間で「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定」（以下 協定）の締結を行なった。この協定では、大規模地震による災害が静岡市内で発生した場合、都市の復興のため要請に応じて当協会が支援するということである。当協会ではすでに、都市計画課に対して災害時に提供しうる人員体制の通知などを行っており、昨年3月には有志が集まり

「何ができるか、平常時に何をすべきか」などをテーマに議論を行っている。

### 2. 当協会のミッション

静岡市が当協会に期待していることは、復興計画を策定するに当たり、技術士としての「専門性」、「中立性」、「公平性」を持った「相談役」として復興町づくり協議会に参画することにある。このことから、当協会会員がこの役割を

果たすための三つのミッションを掲げる。

- ① 技術士に要求される役割を深く認識し災害時の要請に応じるために（災害発生はいつになるか分からないが）当協会のマンパワーを充実しておく。
- ② 1 市民としてまた、1 技術者として十分な備えをしておくために、学習会などにより知識の蓄積を図る。
- ③ 当協会は、関連する他の組織・団体との連携・情報共有を積極的に行い時流を的確につかめる体制づくりをする。

### 3. 具体的な活動

2012 年に当協会内部で 4 回の会合を持ち、主にミッション②に関する学習内容の分野分け、分野ごとの項目（表-1.1）などと、その学習計画に関する意見交換を行った。その後、静岡市との協働も必要と考え、10 月 13 日、市の担当者 3 名に参加していただき、キックオフ会議を開催した。静岡市（都市計画課八木統括主幹）からの説明では、復旧ではなく復興に際し、住民などからなる自治会単位レベルの「復興まちづくり協議会」で地域復興基本計画策定に関

し助言する役割であること、要請期間については協議会が発足と思われる被災後 2 ヶ月目あたりから都市復興基本計画を公表するとされる被災後 6 ヶ月まで（被災状況により関与期間は影響を受ける）を考えていることなどの話しがあった。

表-1.1 学習項目の一覧表

ジャンル番号	テーマ	内容	整理番号	項目数	ジャンル別数	割合(%)
1	災害の知識	過去の記録	1	6	12	19
		災害のメカニズム	2	3		
		静岡市の被害予測	3	3		
2	防災の知識	防災学	4	7	12	19
		行政のガイドライン	5	5		
		復旧とは	6	0		
3	復旧とは	復旧事例	7	3	3	5
		災害時に行うこと	8	1		
		復興学	9	4		
4	復興とは	復興事例	10	8	5	8
		エネルギー問題	11	10		
		都市計画	12	5		
5	町づくり	コミュニティーに関すること	13	4	27	44
		静岡市の現状(悪さ加減)	14	1		
		国、県単位	15	1		
6	防災への活動	市、町内会単位	16	1	3	5
		企業のBCPの取組み	17	1		
			18	1		

※これらの学習項目に関しては各委員の考えの集約であり、今後の展開のベースとなる。

### 4. まとめ

静岡市との話し合いのなかで、技術士としての役割の重要性を認識するとともに、市との協働の重要性も感じた。今後継続的な学習会などの会合開催と静岡市との協働で、課題を克服してゆきたい。なお、学習会などの会合は、年間 3～4 回を予定しており、この会合（研修会）は CPD 対象の研修会として位置づけたい。

## 災害に関する法律とまちづくりアドバイザーへの期待

静岡市都市局都市計画部 八木 清文 氏 安藤 吉尊 氏

### 1. 防災総合対策

災害対策には、①発生時（直後）の応急対策②復旧・復興、③予防対策の 3 つの側面があり、この 3 つをまとめて防災総合対策となる。災害が発生した場合まず、救助・救援などの応急対策が必要となり、次いで予防・復興のための原因究明、予防処置・復興という手順をたどる必要がある。

これらの考え方は、1961 年に制定された災



写真-1.2 講演される八木氏と安藤氏

害対策基本法にうたわれている。この法律は伊勢湾台風による甚大な被害の発生を契機に、それまで 150 余あった災害対策関連法の上位法として、災害に強い国土造りを目的に制定された。

## 2. 静岡市における都市復興体制

復興とは都市を元通りに再建することではなく、住宅の共同化、広場・公園の整備、道路の（拡幅）整備などを行い、被災を繰り返さない災害に強い都市を造ることである。この復興対策を行うときに静岡県技術士協会と協定を交わした「復興まちづくりの助言に関する協定」にあるように専門家の方に係わっていただくところである。

大災害時には、災害対策基本法を受けて市町が地域防災計画を造るが、静岡市では都市復興計画を造ることとなる。この都市復興計画を造るために、静岡市都市復興基本計画策定行動指針(H18)を造り、行政はどのようにすべきか、市民（地域）はどのようにすべきかを示しており、「静岡市震災による被災市街地復興整備条例」(H19)を制定している。

これらを踏まえて、復興のプロセスになってゆく。復興のプロセスは、①被災状況の調査、②復興対象地区の指定となり、復興方針に沿った建築制限（1～2 ヶ月）が実施される。その後復興計画の骨子を造り、各復興ゾーンの区別の判定をし、復興対象地区の指定を行う。その後、地区毎に市民が参加した復興まちづくり協議会をつくり復興計画を進めてゆく。このとき専門家として静岡県技術士協会の方に参加していただき、お手伝いをしていただくこととなる。

## 3. 復興まちづくり協議会をつくり復興計画

静岡市では、平成 21 年から復興まちづくり

ワークショップを実施している。これは、行政と市民が復興まちづくりにあたり、考え方や具体的な手法を共有し復興まちづくりを組み立てる力を育む目的で、大災害が起きたことを仮想してグループ討議やまち歩きを行っている。

いざ大災害が実際に発生した場合、復興まちづくり協議会をつくり行政と市民で復興計画をつくってゆくことになる。そのとき協議会の中で技術士の方々に、中立性、専門性、合理性、客観性の視点からアドバイスを頂くというのが、「復興まちづくりの助言に関する協定」の趣旨である（図-1.1）。実際の協議会の中では、立場の違いから市民と行政が対立構造になりがちだと考えられ、このとき特に「中立性」、「客観性」という視点で技術士の方からアドバイスを頂けることたいへんありがたい。

復興まちづくり計画に当たっては、2 度と同じような被害を出さないために、ハード面、ソフト面（市民の意識を含む）からあらゆる知恵を出し合う必要がある。静岡市では今後都市情報をGIS（地図情報）へ一元化してゆこうと考えているが、これも専門の知識が必要になる。これから専門家にどういう関わり方をして頂くかお互いに勉強しながら考えてゆき、静岡県技術士協会と良い関係を築いてゆきたい。



図-1.1 復興まちづくり協議会のしくみ

# BCP による被災後の復旧対応計画

環境・建設・総合技術監理部門 小久保 優 会員

## 1. 危機管理計画

災害に関するリスクマネジメント(危機管理)とは、以下に示したとおり災害が発生した時、如何に速く復興復帰するかである。縦軸にサービスレベルを、横軸に時間をとった図-1.2で「一定以上のレベルでのサービスの継続」と「タイムリミットまでに活動の稼働やサービス水準の回復」時間との関係で危機管理について説明する。これが広い意味での「BCP」で、BCPをつくる上では、広義のBCPをいくつかの種類に分けて考えることが現実的である。

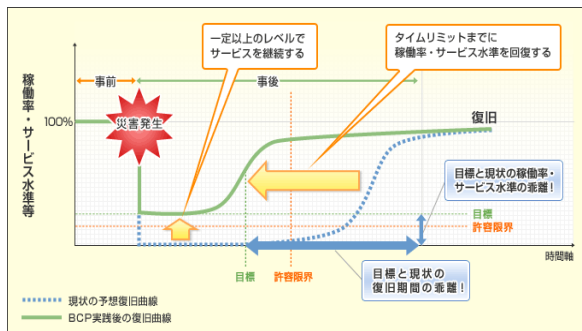


図-1.2 リスクマネジメントの概念

図-1.2の「BCP曲線」を大きく、次の3つの段階に分けることで、説明できる。

### ◇IMP(Incident Management Plan)

初動計画といわれ、発生したインシデント(災害、障害、事故など)を收拾するための計画のこと。

### ◇BCP(Business Continuity plan)

サービスの供給の停止を最小限にとどめるため、サービスの機能などを絞ってRTO(目標再開時間)までにサービスの供給を再開するための計画。

### ◇BRP(Business Recovery Plan)

事業復旧計画。

## 2. 静岡市の危機管理計画

次に、静岡市が被災した場合の、「IMP」「BCP」の考え方にに基づき、かつ「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体が取り組む具体的な対応を説明する。現在進めている危機管理(大規模事故等応急対策)計画とは、「災害対策基本法」で定める災害の範囲にとどまらず、自然災害以外の大規模事故、重大事件、緊急事態等(以下「大規模事故等」という。)が発生した場合を対象範囲としている。

大規模事故災害とは、「震災」「風水害」「鉄道事故」「ガス事故」「火山災害」「二次災害」が発生した場合を言うが、事業者および防災関係機関で、迅速に応急対策を実施するため、関係防災機関の事故時の応急措置について定める。これらの事故は震災、風水害等の発生時での大規模事故に対する二次災害も懸念されるので、具体的な事故対策の検討も加える。

IMP時の情報連絡等とは、「危機管理体制の決定」より危機に関する情報を得た時に、危機の種類に応じ、静岡市市内および関係機関との情報連絡や関連情報の収集を行い、各部における危機管理体制を構築する。それと共に「危機管理本部等の設置」を行い、具体的かつ適切な対応を行うようにする。IMP時の情報連絡等は「大規模事故等の情報連絡」「市の施設に対する危機管理の情報連絡」「所管部の対応活動、被害認定、報告」を定めて実施されるが、「市担当」と「関係機関等」の実施担当者を決めてその対応を具体化する。

災害対策本部設置後の各種対策活動とは、危機が拡大し災害となった時、または危機管理本部では対応が困難な時に、被害の拡大防止や避



難対策などの各種対策活動を行うことを言う。

「情報の収集、調査、連絡」「災害広報」「避難対策」「救助・救急活動」「医療救護活動」「遺体の収容、処理」「消防活動」「応急対策活動」が実施される。

ここまでがリスクマネジメントでいう IMP、BCP の段階である。

### 3. 復旧復興計画

危機管理が終了して実施される復旧復興計画は、リスクマネジメントでの広義の BCP では、「BRP（事業復旧計画）」と言う。BRP では、通常どおりの市民サービス供給を完全復旧、正常化することを目指す。この段階では、IMP や BCP の時よりも、図-3.1 で示した横軸の基本単位とするタイムスパンは長くなる。

大規模災害発生後は、その災害による被害を一刻も早く復旧し、市民生活の秩序回復に努める必要がある。このため、市の各部は、所管施設及び所管事業に係る被害の程度を十分調査検討し、計画的な復旧を図る。一方で、国は、著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の復興意欲を高めることを目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を制定している。この法律の指定を受けた場合には、国の特別な財政援助を受け迅速な復旧を目指すことができる。

被災者の生活再建の支援は、住民などからなる復興まちづくり協議会が協議会単位で地区別に復興基本計画を策定し、静岡市に提案するもので、各地区の復興計画である。この時点で、災害により被害を受けた市民を対象に、生活が安定し早期に回復するよう、被災者に対する弔慰金の支給、災害援護資金、住宅資金の貸付などを行うまでの段階となる。

災害復興計画は、災害により被災した市民の生活や企業の活動などをいち早く復興させ、住み続けることができ、活力あるまちをよみがえらせることが決め手になる。復興事業は単に静岡県や静岡市の機能を回復させるだけでなく、以前より安全性が向上し、より快適で、より活力ある静岡市に再生しなければならない。そのために、市は災害復興本部を設置し、静岡県と連携して静岡市復興と生活復興の推進を行うために以下のことが決められている。

#### (1) 災害復興基本方針の策定

市長が発災後 2 週間以内を目途に、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿およびその実現に至る基本戦略を明らかにする。災害復興本部会議の審議を経て、「くらしの早い再建と安定」「安全で快適な生活環境づくり」「雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造」「静岡市の中核機能の速やかな回復」に配慮した「災害復興基本方針」を策定し公表する。

#### (2) 災害復興計画の策定

災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系が明らかにされる。

#### (3) 特定分野計画の策定

静岡市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と平行して、個別の復興計画を策定する。

#### (4) 復興整備条例

被災後ただちに円滑な事業の推進が図られるよう、あらかじめ骨格となる（仮称）復興整備条例を施行できるようにしておく。市長が発災発生後、復興本部を設置して、復興

に係る基本の方針を策定するとともに、被災後6ヶ月以内を目途に災害復興計画が策定される。

#### (5) 地域力を活かした分野別の復興プロセス

最後の段階で、概ね2年を目途に次の復興計画が実施される。

##### ① 静岡市復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた静岡をつくる。静岡市の復興を迅速かつ円滑に行うため、静岡市復興のプロセスを明確にするとともに、静岡市復興の基本方針や復興静岡市計画等を策定する。

##### ② 住宅復興

住宅の復興に対する行政による適切な支援を行うため、静岡市は静岡県と連携を図り、個人の自力再建を支援する施策の充実を図り、再建が困難な被災者に対しては、直接に公営住宅等を供給する。

##### ③ 産業復興

静岡県と連携して、早期の事業再開が円滑に進むよう支援し、中長期的視点に立ち、産業復興を図る施策を進める。復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保

や、施設再建のための金融支援、取引等のあつ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

##### ④ 生活復興

市民のくらしを災害前の状態に戻すことおよび、元のくらしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。心身や財産に回復しがたいダメージを受け、災害前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

小久保会員の講演は、危機管理計画と復旧復興計画に関する報告書をベースとした講演であり、会報では紙面の制約から講演要旨を十分に伝え切れてはいないものと考えられます。したがって、ご希望の方には「報告書」(50ページ程度)もしくは要約版(4ページ)をお送りいたしますので、下記小久保会員の mail address にご連絡ください。

[kokubo415@yahoo.co.jp](mailto:kokubo415@yahoo.co.jp)

## 東日本大震災とICT（情報通信技術）

静岡県立大学 湯瀬 裕昭 准教授

### 1. 東日本大震災の特徴

東日本大震災はM9.0で、1900年以降では世界で4番目の規模の地震である。その被害は岩手、宮城、福島を中心に人口は少ない地域だが広域にわたった。この震災の特徴は、震度6の範囲が広い、津波の被害が大きい、原発（福島第1原子力発電所）の被害が発生したことにある。

阪神淡路大震災でも被害は大きかったが、被災地域は限定されており、少し離れた大阪市で



写真-1.3 講演される湯瀬先生

は普通の生活をしてきた。このため、電気や燃料などの物資の不足も限定的であり、期間も長くはなかった。しかし、東日本大震災では被害が広範囲であったため、エネルギーはじめ様々な物資の不足が顕在化した。

## 2. 通信網の被害状況

被災地では、地震、津波による建物の破損・損壊、情報通信機器の破損、通信回線の被害、停電の影響で情報通信環境が大きな被害を被った。固定電話でも携帯電話でも被災直後はかなりの中継局が稼働していた。しかし、停電の影響で時間の経過とともに、バックアップ電源を消費し稼働停止する中継局が増加していった。これらの中継局への手当も被害が広域すぎてできなかったものと思われる。

通信回線は輻輳するとシステムダウンを防止するために発信規制をかける。被災地でも発信規制が架けられ、固定電話では 80~90%の発信規制がかけられた。携帯では音声通信が 70~90%の規制に対し、パケット(DATA)通信は 0~30%の規制ですんでいる。

## 3. 東日本大震災での ICT 関連の被災地支援

発災直後はとても現地へ入れる状況ではなかったため、地元でできること（本学学生、職員の安否確認、被災地の情報収集など）を行った。3月17日夜、ようやく現地へ入れる目途がたち、高速バスで品川へ向かった。

現地の web サーバーの状態を調べたところ、ほとんどの国公立大のサーバーは死んでおり、使えるのは福島大、岩手県立大、秋田県立大の3大学であった。秋田県立大は外部へサーバーを置いていたため使えた。岩手県立大は学内に 500kW の自家発電設備が 3 基あり、燃料も 1 週間分備蓄していたため学内のほとんどすべ

ての電気をまかなうことができた。普段からの備えがいかに重要であるかあらためて感じた。

私は、情報通信環境の復旧支援のために三陸沿岸へ行こうとしたが、燃料がないために行けない。様々な手立てをとり様々なところに協力を仰ぎ、やっとの思いで体勢を整え三陸沿岸へ向かった。三陸沿岸では産・学・NPO で三陸沿岸復興 ICT プロジェクトを立ち上げ、そのメンバーとして活動した。

宮古市、大槌町などにインターネット接続環境を構築し提供した。役所では法令に従って業務を行わなければならないため、インターネットで法令を参照しながら業務を行う。そういう面でインターネットは重要なツールとなった。

## 4. 東日本大震災での ICT 活用の課題

ITC 活用による課題は、東静岡駅前のガンダム倒壊（合成）写真に代表されるデマ情報がある。デマ情報の中には悪質なチェーン mail もある。発災後（3/11~3/13）、迷惑メール相談センターへのチェーン mail の転送は約 1290 件、そのうちの約 76%（約 980 件）が震災関連のチェーン mail だった。中には募金を装ったものや、情報提供を装い URL をクリックすると有料の出会い系サイトに接続するような悪質なものもあった。

もう一つの問題として、関東での計画停電があった。計画停電中はサーバーを止めておかななければならないため、情報が発信できない。そのため、サーバーを移転させた大学や企業もあった。しかし、この問題への最も適切な対応はクラウドコンピューティングだと考えている。浦安市では発災の 1 ヶ月前に、サーバーをクラウドへ移行していたため、計画停電中も情報提供を継続できた。

## 5. さいごに

私たちは被災地に入り、ICT 関連の支援をしてきたが、他にも多種多様なボランティアの方たちが入り、被災者を支援していた。そんな中、関東では、スーパーマーケットの棚から米やトイレトペーパーが消えた。物資が不足してい

ない地域で、いわゆる買い占めが起きた。相田みつおの言葉に「うばい合えばたらぬ 分け合えばあまる」というのがある。被災地へ入って被災者と一緒に様々な活動をして、あらためて「助け合う」、「分け合う」ということの大切さを感じた。

## 2012 年度 第 4 回例会 開催

2013 年 2 月 14 日(木)

第 4 回例会は浜名湖養魚漁業協同組合の鰻養殖場と加工工場の見学、並びに春華堂うなぎパイファクトリーの工場見学が実施された。



写真-2.1 第 4 回例会、うなぎパイファクトリーでの集合写真

## 浜 名 湖 養 魚 漁 業 協 同 組 合 見 学

### 1. 養鰻の歴史

浜名湖での鰻の養殖は、1891(明治 24)年に、新居町の原田仙右衛門が 7 ha の池で始めたと言われている。その後、鰻の養殖を手がける人が増え、明治末には浜名湖での鰻の養殖が定着

した。1964 年にはそれまでの生飼料に替わり配合飼料が普及し始め鰻の成育に要する時間も短くなってきた。しかし、1971 年「エラ腎炎」という病気が大発生したため、多くの養魚場に大打撃を与えた。1971 頃から病気を防ぐ



ためにハウス養殖が試験的に始まり、徐々に普及していった。配合飼料とハウス養殖の効果で、出荷までに2年を要していた養殖期間は0.5～1年と短縮された。

その後2度のオイルショックによる重油や電気の高騰は、養鰻経営を困難なものにしたが、その後回復し1989(平成元年)年には、国内生産最高の39,704tに達した。1990年代には台湾、次いで中国からの安い鰻の輸入が増加したが、2000年代に産地表示の義務化に伴い、徐々に外国産のものが敬遠され、近年は国内生産量は20,000t(浜名湖産は1,000～1,200t)前後で安定している。

近年、稚魚のシラス鰻の不良が深刻になっているが、鰻の生態には不明な点が多く、その原因は不明である。組合では以前から、資源の枯渇問題を意識し毎年秋に鰻を放流しているが、その効果も不明である。一説には、産卵するのは天然物の鰻であり、養殖した鰻は産卵しないともいわれている。しかし、天然物の鰻は、その漁で生計を立てている方もおり、漁獲量も限られているため対策の打ちようがない。

## 2. 鰻の加工

収穫された鰻は大中小に選別され(写真-2.2)、容器に入れられ地下水のシャワーをあ



写真-2.2 鰻の選別作業

びる。この工程は鰻の余分な脂肪をとり、おいを和らげるための工程で“イケジメ”といわれている(写真-2.3)。イケジメが済んだ鰻は“裂き”の工程になるが、“裂き”は職人による手作業となる(写真-2.4)。焼きの前にヌメリや身についた血を取るため軽く洗った鰻は、



写真-2.3 鰻のイケジメ



写真-2.4 熟練した職人による鰻の裂き



写真-2.5 白焼き工程



写真-2.6 蒲焼き工程



写真-2.7 三重になっている養鰻場

串打ち→白焼き→蒸し→蒲焼き（たれ付け 3 回）→冷凍→梱包と加工される。串打ち以降の工程は全てベルトコンベアー上で自動的に進んでゆく。この工場の加工能力は、定時（8 時間）で約 1.2t とのことである。

### 3. 鰻の養殖

養鰻池は 3 重のハウス構造になっており水温は 30°C に保たれている。外はかぜが強い寒い日であったが、ハウスの中に入ったとたん、ムツとする暖かさである。池は濁っていて中のようすは分からないが、各池にはサイズ分けされて鰻が入っており、1つの池に出荷時の量で概ね 5~6t の鰻が入っているとのことである。



写真-2.8 養鰻池内部のようす

注 文中では生産高や養魚量は t 表示しているが、概ね出荷時の成魚 5 匹で 1.0 kg と換算できる。

## 春華堂 うなぎパイファクトリー見学

### 1. うなぎパイの歴史

うなぎパイは浜松のというより静岡県を代表するお土産として有名である。このうなぎパイは昭和 36 年に誕生した。当初は、スタンダードのうなぎパイのみであったが、昭和 45 年にナッツ入りパイ（ピーナツ、アーモンド入り）、平成 5 年に蜂蜜入りミニパイそして、ブランデーが入っているうなぎパイ V.S.O.P. の 4 種類が販売され現在に至っている。

### 2. うなぎパイの製造工程

うなぎパイの原料は、小麦粉、うなぎパイ専用のバター、水、鰻の粉末ということである。うなぎの粉末は、鰻の骨や頭を煮込みスープを粉末にしたもので、ビタミン A を多く含んでいる。これらの原料を混ぜ生地玉を作るまでが仕込み工程となる。この生地玉を 24 時間冷蔵庫で寝かし、仕上げ工程になる。仕上げ工程では、熟練の職人がグラニュー等を振り掛けなが



ら、麺棒で生地をのばしてゆく。この仕込み工程と仕上げ工程は企業秘密であり公開はされておらず、見学者にもイラストと映像しか見せてもらえない。



写真-2.9 生地仕込みのイラスト



写真-2.10 生地仕上げのイラスト

この後、カットされた生地を長さ 12m のオーブンで、約 300 ° C で 10 分間焼かれ、最後の工程では秘伝のたれを塗り、さらに 160 ° C で焼かれる。この秘伝のたれは企業秘密で、その調合は 5 人ほどの熟練職人のみ知っているだけで、一般の社員は隠し味にニンニクが使われていることくらいしか知らないとのことである。焼き上がったうなぎパイは最後に検品され、包装工程へと移動する。検品で不合格(割れ、欠け、サイズ不良)となったものは規格外品としてお徳用袋に詰められ直営店で販売さ

れるが、売切れとなることも多い。オーブンで焼く工程以降は、ベルトコンベア上で自動的に進んでゆくが、オーブンの温度はその日の温度や湿度で微妙に調整するとのことである。

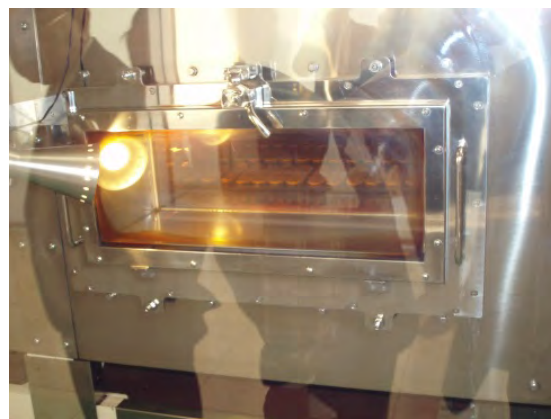


写真-2.11 オーブンでの焼き工程



写真-2.12 検品

### 3. うなぎパイの販売

静岡県内に住んでいると、うなぎパイは日本全国どこでも売っていると思いがちだが、東京～大阪のキオスク、(高速道路の) サービスエリア、空港などで販売しており、それ以外の地域では販売していないとのことである。今後もそれ以外の地域での販売予定はないとのことである。販路をむやみに広げないというもうなぎパイの販売戦略のようである。

## 「ふじのくに建設エキスパート制度」に関して

専務理事 長嶋 滋孔

前号で「ふじのくに建設技術エキスパート」制度に関しての記事を掲載したが、その後、実施要領が変更され、「ふじのくに建設技術エキスパート」と「ふじのくに建設技術アドバイザー」が統合された。この変更を含め、今後の協力体制に関し話し合いが持たれた。

日時：2013年2月26日 10:00～11:30

場所：静岡県技術監理センター（用宗）

出席者 静岡県：勝山 所長、青木 副所長  
柳原 班長、海野 班長

技術士協会：長嶋 専務理事、岩田 会員  
山之上 会員、仁科 会員

静岡県からは、自治体の若手・中堅技術職員の技術力向上のための研修講師や、県が窓口となる市・町からの相談に対する技術的なアドバイスなどを期待しているとの説明があった。

当協会からは、事業部毎に分けられている現在の登録分野（橋梁、河川・海岸、ダム、下水道など）は、建設部門の技術士の専門分野（土質、コンクリート、道路など）と分類の仕方が異なるため登録しづらいこと、他の技術部門（上下水道、機械、電気電子、応用理学など）の技術士も協力できる可能性があるなどの提案を行った。

## 賛助会員代表者変更のお知らせ

賛助会員の株式会社 中部総合コンサルタントの代表者が、代表取締役 豊田哲也 様に交代されました。

## 2013年度定時総会開催のお知らせ

2013年度の定時総会が下記のとおり開催されます。花粉症の方にはまだ少しつらい時期ではありますが、春の訪れとともに過ごしやすくなる季節になると思います。今から予定をして頂き、多くの方の参加をお待ちしています。

日時：2013年4月20日（土） 12:45～

場所：クーポール会館（静岡市葵区紺屋町2-2）

総会后（17時頃）は懇親会を予定しております。こちらへも是非ご出席ください。

## 編集後記

2011年より2年間にわたり会報を編集してきましたが、本号を持って交代となります。例会のご講演内容の会報用原稿作成や「技術の散歩道」への投稿など、会員の皆様のご協力のおかげをもちまして、何とか会報担当理事の重責を全うすることができたのではないかと考えています。皆様の協力に感謝申し上げますとともに、来期の会報担当理事にも、変わらぬご協力をお願いいたします。

（会報担当 仁科 憲，中村 央）